

令和 6 年 4 月 18 日
消費者庁表示対策課

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等
に対する意見募集の結果の公示について

消費者庁では、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和 5
年法律第 29 号）の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部
を改正する内閣府令（案）等について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしま
した。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせ
いたします。

- 1 意見募集期間：令和 6 年 2 月 16 日～同年 3 月 18 日
- 2 意見提出方法：郵送、電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口
〔e-Gov〕意見提出フォーム）等
- 3 意見総数：88 件
- 4 意見概要及び意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に関する御意見の概要及び当該御意見に対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）		
第 10 条の 2 関係		
1	<p>令和 5 年改正景品表示法施行時においては、課徴金制度の「返金措置」における「金銭以外の支払手段」としては、前払式支払手段以外の「その他内閣府令で定める」支払手段は存在せず、前払式支払手段のうち、施行規則改正府令（案）10 条の 2 に定める「基準」に該当するもののみが認められることとなるという理解でよいか、確認したい。</p>	<p>御理解のとおりです。「その他内閣府令で定めるもの」（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 10 条第 1 項。なお、条番号は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 29 号）による改正後のものを記載しております。以下同じ。）は、今後の社会経済情勢の変化に伴って、必要に応じて、内閣府令の内容を見直していくことを予定しております。</p>
2	<p>賛成である。</p> <p>①妥当な内容と考えられる。課徴金納付命令に対する自主返金制度がほぼ違反事業者に利用されていない現状に鑑み、その原因の 1 つは、支払い手段が金銭に限定されていたことの煩雑さに起因すると考えられるため、他の電子決済手段の利用を認めて活発な制度運用を促すことは、不当表示による被害を蒙った消費者被害の救済にも資する。</p> <p>②また、その場合の決済手段の範囲について、当該違反事業者の商品・役務のみに利用できる決済手段（ポイント）としてしまうと顧客の囲い込みに繋がりペナルティにならないとの懸念があったが、資金決済法上の「第三者型」の</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	前払式支払手段と規定したことも、適切である。	
第 21 条の 2 関係		
3	<p>景表法第 35 条第 1 項に基づく要請に当たり、適格消費者団体（以下「適格団体」という）は、「事業者が現にする表示が法第 34 条第 1 項第 1 号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があると判断した資料」を事業者に対して書面によって交付又は電磁的記録で提供しなければならない旨を明記すべきである。</p> <p>「事業者が現にする表示が法第 34 条第 1 項第 1 号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とは、単なる憶測や伝聞等では足りない」とされている。また、広島高判令和 5 年 12 月 7 日（令和 4 年（ネ）第 191 号）第 3 当裁判所の判断 2（2）において、景表法第 35 条第 1 項の解釈につき、「無条件に資料開示要請ができるわけではない」との解釈も示されている。上記を踏まえ、適格消費者団体が相当な理由を有して資料開示を要請してきているか事業者が判断するにあたっては、当該的確消費者団体がきちんと根拠資料を持って請求してきていることを確認する必要があるため、当該資料を内閣府令に明記すべきである。</p>	<p>景品表示法第 35 条第 1 項の規定に基づく要請を行うための要件である「事業者が現にする表示が前条第 1 項第 1 号に規定する表示に該当するに足りる相当な理由があるとき」とは、単なる憶測や伝聞等ではなく、適格消費者団体が、事業者が現に行う表示が優良誤認表示に該当する可能性があると考えに至った場合に、その判断を裏付ける資料や合理的根拠（以下「根拠資料」といいます。）を有している場合をいいます。</p> <p>このような根拠資料の有無及びその内容は、資料開示要請書の記載事項である「要請の理由」（本内閣府令案第 21 条の 2 第 5 号）において記載されることが想定されており、また、本条と同様に適格消費者団体の要請について定める消費者契約法施行規則の各規定においても、資料の交付は規定されていないことから、原案を維持させていただきます。</p>
4	賛成である。改正景表法第 35 条第 1 項による適格消費者団体の資料開示要請の具体的方法を定めるものであって、必要な規定であり、また内容的にも妥当と考えられる。	賛同の御意見として承ります。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令(案)		
5	<p>通信販売で根拠のない効能効果をうたった広告を見て化粧品や健康食品などを購入した消費者から、当該商品が景表法違反となったというニュースをみたが返金してもらえないかという相談を受けることが多くあります。そのたびに、直ちに返品返金を受けられるものではなく事業者への交渉が必要であると説明しますが、なかなか納得してもらえません。</p> <p>このたびの確定手続により、違反認定を待つことなく、消費者が直接的に被害救済を受けられる可能性が生まれたことは大きな前進と受け止めています。</p> <p>なお、確約手続に付すことが適当であると判断するにあたっては、消費生活相談はじめ、さまざまなルートからの情報を把握していただき、迅速に手続開始をしてください。確約手続が、消費者、事業者にとって適切な制度として実効性のあるものとなるよう運用してください。</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>
6	<p>是正措置計画または影響是正措置計画(以下あわせて「確約計画」という)の申請書に添付する資料の一つとして挙げられている、「その他参考となるべき資料」(確約手続府令(案)4条2項3号、14条2項3号)について、独占禁止法上の確約手続に関する「公正取引委員会の確約手続に関する規則」22条2項3号や14条2項3号のように、確</p>	<p>「その他参考となるべき資料」(本内閣府令案第4条第2項第3号、第14条第2項第3号)とは、是正措置計画又は影響是正措置計画(以下「確約計画」といいます。)の認定のために参考となるべき資料となります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	約計画の「認定をするため」との要件を付さずに、単に「参考となるべき資料」としている趣旨を確認したい。	
7	<p>是正措置計画の認定申請書の「記載上の注意事項」の「3 添付資料」に記載の、「今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案」は、そのほかに「役員及び従業員宛て電子メール、電子掲示板において周知した内部文書」（下請法の「自発的申出 FAQ」2 頁：問2の答2⑨）を加えるなど、より事業者が対応しやすいような例示を示されたい。</p>	<p>確約計画の認定申請書の添付資料については、確約計画の内容により異なる場所、「記載上の注意事項」におきましては、分かりやすい添付資料の例として、取締役会等の議事録の案を挙げております。</p> <p>現時点において例示を増やす必要はないと考えておりますが、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。</p>
確約手続に関する運用基準（案）		
全体に対する御意見		
8	<p>認定是正措置計画の取消しについて条文を入れてはいかがでしょうか。独占禁止法は48条の5に「排除措置計画に係る認定の取消し」の規定があるほか、「確約手続に関する対応方針」の10に「認定確約計画の認定の取消し」の規定があります。改正景品表示法29条に「是正措置計画に係る認定の取消し等」の規定がありますが、「確約手続に関する運用基準」にも条文を入れた方が分かりやすいと思います。</p>	<p>確約計画に係る認定の取消しについては、景品表示法第29条及び第33条に規定するとおりであり、本運用基準案においては特に言及しておりません。</p> <p>なお、運用基準につきましては、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。</p>
9	<p>景品表示法第29条第2項に基づく確約計画の認定の取消しには、事業者が取消しの理由が記載されることを明記すべきである。</p>	<p>不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（案）第12条第2号及び第20条第2号において、取消しの理由を記載することとなっております。</p>
2 関係		

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	<p>確約手続開始の要件として、「消費者庁が景品表示法の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合」とあるが、「疑うに足りる事実」の有無は、具体的にはどのように判断するのか、確認したい。</p>	<p>「景品表示法の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合」とは、所要の調査を行うことが必要であると思料する程度に、違反被疑行為の存在が認められる場合をいいます。</p> <p>なお、違反被疑行為についての調査が開始される場合、その旨が違反被疑行為者に対して通知される運用としており、事業者の予見可能性を損なうことはないと考えております。</p>
3 関係		
11	<p>消費者庁の確約手続通知の前に違反被疑行為に関する調査の実施が想定されているが、これは令和 5 年改正後の景品表示法 25 条で規定されている「報告の徴収及び立入検査等」の一環で行われるものという理解でよいか、確認したい。また、上記調査が想定されているということは、確約手続通知の前に、調査対象の事業者に対して、実際の運用上、原則として消費者庁がメールや書面等で何らかの連絡（調査の協力依頼等）を行うべきであり、その旨を「確約手続に関する運用基準」に明記されたい。</p>	<p>御理解のとおり、景品表示法第 26 条又は第 30 条の規定による通知（以下「確約手続通知」という。）は、違反被疑行為についての調査が開始された後に行われることが想定されておりますが、ここで調査とは、景品表示法第 25 条の規定による報告徴収等のみならず、違反被疑行為者の協力の下で行われるいわゆる任意調査を含みます。</p> <p>なお、違反被疑行為についての調査が開始される場合、その旨が違反被疑行為者に対して通知される運用としております。</p>
4 関係		
12	<p>事前調査等の機会に提出した根拠資料の科学的合理性に疑義がある場合には、合理的な根拠とならない理由を具体的かつ可能な限り平易な用語で確約手続通知の書面に記載すべきである。</p>	<p>確約手続通知については、景品表示法第 26 条及び第 30 条の規定に基づき、適切に運用してまいります。</p> <p>なお、消費者庁が確約手続通知を行う前であっても、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、景品表示法第 2 章第 6 節に規定する手続（以下「確約手</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		続」といいます。)の対象となるかどうかを確認するなど、確約手続に関して消費者庁に相談することができることは本運用基準案の3において示しているとおります。
5(1)関係		
13	従来、措置命令の対象とされてきたレベルの事案は「確約手続に付すことが適当であると判断するとき」に確約手続の対象となり、指導の対象とされてきたレベルの事案は確約手続の対象とならないという理解でよいか、それとも、指導の対象とされてきた事案の一部(たとえば、景品表示法違反要件該当性は争いがたいものの、コンプライアンス体制を整備したうえで対応する事案等)は確約手続の対象となるのか、確認したい。	御質問については、「措置命令の対象とされてきたレベルの事案」及び「指導の対象とされてきたレベルの事案」の意味内容が明らかでなく、回答することができません。
14	仮に、従来の指導のレベルの案件であっても確約手続の対象となる可能性がある場合でも、事案によっては、確約手続ではなく指導による対応がなされる余地もあるかについて、確認したい。	上記のとおりです。
15	消費者庁は、違反被疑行為について、「個別具体的な事案ごとに、確約手続により問題を解決することが一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要がある」と認めるときに確約手続通知を行うとし、確約手続運用基準(案)5(1)によると、その判断基準について、「違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即	「より実態に即した効果的な措置となる可能性」のある措置かどうかは、個別の事案ごとに判断されるものですが、例えば、一般消費者への被害回復や、取引条件の変更は、措置命令及び課徴金納付命令(以下「法的措置」といいます。)においては必ずしも実現することができない一般消費者の直接的な被害回復に資するものであり、法的措置と同等以上に、違反被疑行為及びその影響を是正するものと

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>した効果的な措置となる可能性など」の観点から判断しているが、「より実態に即した効果的な措置となる可能性」のある提案として、具体的に想定される典型例を示すべきである。</p>	<p>考えております。</p> <p>なお、運用基準につきましては、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。</p>
5 (2) 関係		
16	<p>①「違反被疑行為の発見の端緒（違反被疑事業者の自主申告であるか否か）」を追加してはどうか。早期の自主申告を促すことになるため。</p> <p>②「違反被疑行為の規模及び態様」というのはやや抽象的であるため、例えば「違反被疑行為の規模及び態様（違反被疑事業者の規模・売上高・知名度・推計される被害者数・不当表示の内容の悪質性、虚偽性・欺瞞性の程度等）」などのように具体的に記載してはどうか。</p> <p>③「一般消費者に与える影響の程度」というのはやや抽象的であるため、例えば「一般消費者に与える影響の程度（対象商品等が生活必需品か嗜好品か、不当表示の影響を受けた被害者総数、購入対価の大小等）」のように具体的に記載してはどうか。</p> <p>④「確約計画において見込まれる内容」というのはやや抽象的であるため、例えば「確約計画において見込まれる内容（自主返金実施計画の有無、対象商品等の交換の有無等）」のように具体的に記載してはどうか。</p>	<p>現時点において原案以上に記載を具体化する必要はないと考えておりますが、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
5 (3) 関係		
17	<p>①違反被疑事業者が、過去 10 年以内に法的措置を受けた場合を対象外とすることは妥当と考える。</p> <p>②不当表示について故意のある場合を除外するのは妥当であるが、行政手続上、故意の存在を客観的に立証することには困難を伴うため、更に、違反行為について重過失が認められる場合も対象外となり得ることを文言上誤解の余地がないように明記すべきである。「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合」という文言の中にその意味が込められているのかもしれないが、より明確に「違反被疑事業者に故意の存在と同視し得るほどに社会通念上容認できない程度の重過失が存在すると消費者庁が判断する場合」等と明記してはどうか。</p>	<p>①については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>②については、「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合」には、違反被疑行為者に、違反被疑行為についての故意がある場合のほか、故意と同視し得る重大な過失が認められる場合が含まれます。</p>
18	<p>違反行為の認定を逃れ、確約手続きを申請することを懸念していますが、運用基準で具体的に確約手続きの対象外の場合を明示していただいたことに概ね賛成致します。</p> <p>①「10 年以内に法的措置を受けたことがある場合」の運用について、定期購入の通信販売事業者においては複数社が連携共同（※）して販売を行っている場合もあることから、連携共同業者が法的措置を受けた等の場合の扱いについて個別の状況で厳密に判断してください。</p> <p>②「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合には、</p>	<p>①については、今後の法運用についての御意見として承ります。</p> <p>②については、「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合」には、違反被疑行為者に、違反被疑行為についての故意がある場合のほか、故意と同視し得る重大な過失が認められる場合が含まれます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>確約手続の対象としない」ことの判断は非常に重要です。知らなかったことについて相当の注意を払っていないなど場合について厳重に運用してください。※関連法人設立の際に出資や資金提供を行ったり、従業員等を役員にしたり、代金支払い債務を連帯保証するなど関連法人の事業を統括していると認められること。</p>	
19	<p>「確約手続に関する運用基準（案）」の「5 確約手続の対象」の「(3) 確約手続の対象外となる場合」の1（違反被疑行為者が過去10年以内に法的措置を受けたことがある場合）について、現在の案である「…（略）…10年以内に、法的措置を受けたことがある場合（法的措置が確定している場合に限る。）」を、「…（略）…10年以内に、違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項かつ同一の行為類型に違反する行為について法的措置を受けたことがある場合（法的措置が確定している場合に限る。）」と修正されたい。</p> <p>また、「10年以内」ではなく、より短い期間内に繰り返しがあつた場合に限定されたい。</p> <p>独占禁止法上の確約手続に関する対応方針においては、</p> <p>「[2]事業者が違反被疑行為に係る事件について独占禁止法第47条第1項各号に掲げる処分を初めて受けた日から遡り10年以内に、違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項の規定に違反する行為について法的措置を受けたこと</p>	<p>過去10年以内に法的措置を受けた事業者は、過去の措置命令により再発防止を命じられていると考えられるところ、同命令に基づく体制整備等の取組は、同一の条項（号）に違反する行為に限定されるべきものではありません。加えて、事業者は、景品表示法に違反する行為を未然に防止するために管理上の措置を講ずべき義務を負っているところ（景品表示法第22条第1項）、過去10年以内に法的措置を受けた事業者は、その際に管理上の措置を見直し、徹底すべきであつたといえます。それにもかかわらず、当該事業者が、再度違反被疑行為を行つたということは、措置命令に基づく取組が不十分であつた可能性が高いものと考えられます。</p> <p>このような事業者については、自主的な対応による違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があることから、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないため、確約手続の対象としないこととしております。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>がある場合」とあり、あくまでも先行する法的措置が今回問題になっている被疑行為と同一の行為類型の違反に基づくものである場合に限り、確約手続の対象外と扱われることになる。景品表示法第4条及び第5条各号が定める行為類型は質的に異なるものであるが、今回の景品表示法における確約手続の適用対象外となる範囲については、そのような限定をかけていない点で独占禁止法上の運用に比べても広範かつ過度な制約となっていると言える。</p> <p>上記意見を踏まえて対象外となる場合に限定を加えたとしても、消費者庁は、「違反被疑行為がなされるに至った経緯（景品表示法第22条第1項に規定する義務の遵守の状況を含む。）」などを考慮し、個別具体的な事案に適した判断が可能であるので、確約手続の利用促進の観点からも画一的に対象外とされる場合を必要最小限の範囲にすべきである。</p>	<p>よって、原案を維持させていただきます。</p>
20	<p>当該条件を削除する、あるいは消費者庁の判断で適用することもあるとするか、10年以内という期間を短縮するとともに同期間の経過措置を設けるのように、確約手続を導入しやすくすることを求めます。</p>	<p>上記のとおりです。</p>
21	<p>過去に法的措置を受けていた場合を対象外とする期間について、一律10年とするのではなく、小売業者が「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置について</p>	<p>上記のとおりです。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>の指針」に従って表示の根拠となる情報の確認に努めていたとしても、取引先から入手した根拠資料の科学的合理性に問題があるため不当表示の責任を負うこととなった場合は、過去 10 年以内に法的措置を受けていたとしても確約手続きの対象とする、若しくは、適用対象外の期間をより短期、例えば、5 年とすべきである。</p>	
22	<p>過去 10 年以内に法的措置を受けたことがある場合は、「違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があることから、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないため、確約手続きの対象としない」としていますが、優良誤認表示や有利誤認表示に該当する表示を行えば、故意過失がなくても景品表示法違反になります。したがって、例えば、管理上の措置を講じている事業者が仕入先に騙されて不当表示に該当する表示を行ってしまった場合も景品表示法違反となりますが、その場合、過去 10 年以内に法的措置を受けたことがあっても、「違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要がある」とまではいえないと思います。そのような場合には、確約手続きの対象としてもいいのではないのでしょうか。</p>	上記のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>また、社内調査で不当表示に該当しそうな表示を発見して消費者庁に自ら申し出て、直ちに表示を改め一般消費者に対する被害回復を行うことを申し出た場合には、確約手続によって迅速に措置をとらせることが適正な表示の実現と消費者の利益にかなうと思います。過去 10 年以内に法的措置を受けたことがある場合を一律に確約手続の対象外としてしまうなら、過去 10 年以内に法的措置を受けたことがある事業者が社内調査で不当表示に該当しそうな表示を発見した場合に違反行為を自主的に申し出ることをためらわせ、景品表示法の目的の実現に反する結果になるのではないのでしょうか。</p> <p>このように、過去 10 年以内に法的措置を受けたことがある場合を一律に確約手続の対象から除外することは、適当でないと思います。</p>	
23	<p>確約手続の対象外となる場合として、(1) 違反被疑行為者が過去 10 年以内に法的措置を受けたことがある場合と、(2) 悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合の 2 つが示されている。この(1)または(2)のいずれか一方でも満たせば確約手続の対象外となるのか、あるいは、(1)および(2)の両方を満たした場合にのみ確約手続の対象外となるのかを確認したい。</p>	<p>お尋ねの点は、(1)・(2)いずれか一方に該当する場合には、確約手続の対象外とする趣旨で記載しております。</p>
24	<p>マル 1 の「10 年以内に、法的措置を受けたことがある場</p>	<p>過去 10 年以内に法的措置を受けた事業者は、過去の措置命令によ</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>合」を「10年以内に、違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項かつ同一の行為類型に違反する行為について法的措置を受けたことがある場合」と修正すべきである。</p>	<p>り再発防止を命じられていると考えられるところ、同命令に基づく体制整備等の取組は、同一の条項(号)に違反する行為に限定されるべきものではありません。加えて、事業者は、景品表示法に違反する行為を未然に防止するために管理上の措置を講ずべき義務を負っているところ(景品表示法第22条第1項)、過去10年以内に法的措置を受けた事業者は、その際に管理上の措置を見直し、徹底すべきであったといえます。それにもかかわらず、当該事業者が、再度違反被疑行為を行ったということは、措置命令に基づく取組が不十分であった可能性が高いものと考えられます。</p> <p>このような事業者については、自主的な対応による違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があることから、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないため、確約手続の対象としないこととしております。</p> <p>原案を維持させていただきます。</p>
25	<p>景品表示法の確約手続は、独占禁止法の確約手続を参考としていることが明らかにされているが、景品表示法の不当表示は、無過失責任である点が独占禁止法と大きく異なる。したがって、確約手続の要件、運用にあたっては、この両者の違いを反映する必要がある。特に、小売業者等の流通業者はメーカー等の取引先情報を基に表示を行わざるを</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、流通業者であっても、確約手続に関する運用基準案5(3)記載のとおり、過去10年以内に法的措置を受けたにもかかわらず再び違反被疑行為を行った事業者については、違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があると考えており、一般消費者に</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>得ないところ、一般的な小売業者は資料の科学的合理性までを適切に判断し得る高度な専門的知識を有しておらず、小売業者が「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に従って表示の根拠となる情報の確認に努めていたとしても、取引先から入手した根拠資料の科学的合理性に問題があるため不当表示に至ることは避けがたい。そのような場合であっても、無過失責任である以上、小売業者等の流通業者は、不当表示の責任を負うことを踏まえ、確約手続の要件、運用にあたって配慮が必要である。後述する事業者名の公表、10年以内に法的措置を受けたことがある場合を確約申請から除外する等種々の要件、運用において、独占禁止法と異なる景品表示法独自の取り扱いなし流通業者の具体的事例の追加等を行うべきであると思料する。</p>	<p>よる自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないため、確約手続の対象としないこととしております。</p>
6(3) 関係		
26	<p>①「(ア) 違反被疑行為を取りやめること」は、「措置内容の十分性を充たすために必要な措置の一つである。」ではなく、「措置内容の十分性を充たすために必須の最低限の措置の一つである。」とすべきである。違反被疑行為を取りやめない確約計画が認定されることなどあってはならないからである。</p> <p>②「(イ) 一般消費者への周知徹底」についても、「措置内</p>	<p>①及び②について、是正措置又は影響是正措置（以下「確約措置」といいます。）として、原則として、「違反被疑行為を取りやめること」及び「一般消費者への周知徹底」を定める必要があることは、既に運用基準において、考え方を示しているとおりです。</p> <p>③については、運用基準6(3)イには、確約措置の「典型例」について記載しているところであり、特に(オ)は一般消費者への被害回復について記載しているところです。したがって、御指摘のような</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>容の十分性を充たすために必要な措置の一つである。」ではなく、「措置内容の十分性を充たすために必須の最低限の措置の一つである。」とすべきである。</p> <p>③「(オ) 一般消費者への被害回復」については、違反被疑事業者の業態・取引方法によっては、取引を行った個々の消費者を特定・探知することが困難であることから、そのような場合には、内閣総理大臣の認定を受けた「消費者団体訴訟等支援法人」に対して、確約手続が実施されなければ下される予定の課徴金納付命令記載の課徴金相当額を寄附したことも、「重要な事情として考慮することとする。」と記載すべきである。</p> <p>④「(キ) 取引条件の変更」に記載されている内容は、事実と相違していた不当表示の内容であった取引条件について、逆に実際の取引条件を事後的に合致させることによって消費者被害を回復する手法であって、この点は妥当である。しかし、この方法以外に、商品等の内容に係る景品表示法第5条第1号規定の優良誤認表示についても、その表示内容に実際の商品等の内容を事後的に合致させることについても「措置内容の十分性を満たすために有益である。」としても良いのではないか。</p>	<p>一般消費者へ直接的に被害回復することが困難な場合について当該部分に記載するのは不適切と考えています。</p> <p>④について、運用基準において記載している確約措置の典型例は、あくまでも例示にすぎません。違反被疑行為者が提案する確約措置が、違反被疑行為及びその影響を是正するために十分なものであれば、運用基準に記載されていない措置であっても評価されることとなります。</p>
27	「確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者	「独立した第三者」につき「消費者庁が認める者」とは、例えば、違反被疑行為者との間に取引関係のない弁護士等を想定していま

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>(消費者庁が認める者に限る。)が消費者庁に対して報告すること」(確約手続運用基準(案)6(3)イ(エ))とあるが、「独立した第三者」につき「消費者庁が認める者」とはどのような者を想定しているのか(弁護士、第三者委員会の参加経験者等、専門的な知見を有する者という認識でよいか)、確認したい。</p> <p>また、当該第三者につき消費者庁においてリストを作成し公表されたい。</p>	<p>す。</p> <p>御意見の後段については、御指摘のようなリストを消費者庁が作成し公表することは考えておりません。</p>
28	<p>商品の販売経路が複数あり、一部の販売経路においては、購入者の特定が困難という場合等、すべての購入者に対して公平に返金を行うことができないような事案も想定されるが、このような事案では、確約手続運用基準(案)6(3)イ(オ)の「一般消費者への被害回復」が、確約計画の認定要件に適合するために必要となる確約措置として求められることにはならないと考えてよいか、確認したい。</p>	<p>確約計画の認定に当たっては、事案ごとに個別具体的な一切の事情を踏まえ、法定の認定要件(景品表示法第27条第3項、第31条第3項)を満たすかどうかを判断することとなりますので、御質問について回答することはできません。</p> <p>なお、一般論として、確約計画の認定の申請時点で、特定することができない一般消費者が存在する場合であっても、当該一般消費者については、「一般消費者への被害回復」を実施する旨を適切に周知する等して特定し、返金を行うという計画を立てることは否定されません。</p>
29	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保し、被害の拡大を防止するためには、できるだけ早く違反被疑行為の内容について一般消費者へ周知徹底することが必須です。それまでに広告していたと同じ程度に、違反被疑行為を是正する旨、広報する必要があります。十</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p> <p>なお、一般消費者への被害回復について、周知の手段、方法等は事業者の自主的な判断に委ねられますが、一般消費者への被害回復についての周知期間、方法等が十分ではない場合には、措置内容の充分性を満たさないと判断することになります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	分性認定には、具体的な内容、周知の方法を厳しく確認してください。	
30	(キ)の後に(ク)その他の再発防止策の事例として、取引先から入手した根拠資料の科学的合理性に問題があるため不当表示に至った場合の例として、問題のある資料を提供した取引先に対して「科学的合理性の問題点について消費者庁から指摘を受けた内容を正確に伝えた上で、再発防止策及びそれを確実に実行する旨の書面の提出」など追記すべきである。	運用基準につきましては、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。 なお、再発防止策の内容は、違反被疑行為の内容や、違反被疑行為が発生した要因、違反被疑行為者の規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容、取引の態様等によって変わり得るものと考えられますが、事業者の違反被疑行為及びその影響を是正するために十分なものであれば、運用基準に記載されていない措置であっても評価されることとなります。
31	一般消費者への被害回復の考慮要素には、いわゆる返金だけでなく、その他の被害回復手段（例えば、返金と役務における料金充当、自社ポイント等を消費者が選択できるようにすることを条件とする。）も広く含めるべきである。	今後の法運用についての御意見として承ります。 なお、本運用基準案において記載している確約措置の典型例は、あくまでも例示にすぎません。違反被疑行為者が提案する確約措置が、違反被疑行為及びその影響を是正するために十分なものであれば、運用基準に記載されていない措置であっても評価されることとなります。
32	「違反被疑行為を取りやめること」にはアフィリエイターやインフルエンサーを使って広告している場合には、それらの者にも問題となる表示をやめさせることが含まれることを明示してはいかがでしょうか。	違反被疑行為が、アフィリエイターやインフルエンサー等の第三者をして行わせる表示である場合、「違反被疑行為を取りやめること」には、当該表示をやめさせることが当然に含まれます。 原案を維持させていただきます。
33	「第 211 回衆議院消費者問題に関する特別委員会義議録 第 5 号」 5 頁井坂委員による確約手続の是正措置計画にお	本運用基準案 6 (3) イ (オ) において、被通知事業者が違反被疑行為に係る商品又は役務を購入した一般消費者に対し、その購入額

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>ける返金措置に関する質問に対する真淵政府参考人の答弁内容を反映させるべきである。</p> <p>具体的には、①消費者に対する返金は必須の要素ではなく、民事上の法律関係に影響する場合は司法制度との関係上、確約措置として記載することは不適切であること、②消費者と直接取引のないメーカーによって返金すべき消費者を具体的に把握することが困難な事情が存在する場合は、確約措置として消費者の返金を定めなくても措置内容に十分性を満たす可能性があること、を明記すべきである。</p>	<p>の全部又は一部について返金（景品表示法第 10 条第 1 項に定める「金銭」の交付をいう。）をすることは、措置内容の十分性を満たすために「有益」であるとしており、確約措置として一般消費者への返金が定められていなくても、措置内容の十分性が認められる場合はあり得ます。</p> <p>一方で、具体的にどのような場合に、確約措置が、「疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものである」（景品表示法第 27 条第 3 項第 1 号、第 31 条第 3 項第 1 号）と認められるかは、疑いの理由となつた行為及びその影響の内容や程度、一般消費者への被害回復が困難である事情の有無や程度等を含む当該事案における一切の事情を踏まえて判断されることとなります。</p> <p>原案を維持させていただきます。</p>
34	<p>景品規制に違反した際の確約措置として一般消費者への被害回復を行う場合、景品の回収は必須か。</p> <p>必須であれば、確約措置の典型例として記載すべきである。ただし、一般消費者からすれば一度手にした景品を返品することは想定外であり、納得感が得られないため、実現は困難と考えられる。</p>	<p>景品表示法第 4 条に違反する疑いのある行為について、確約措置が定められる場合、当該行為及びその影響を是正する上で、一般消費者に提供した景品類の回収を行うことは必須ではありません。</p>
35	<p>景品の回収が実質的に困難である場合に、過大な景品によって消費者の合理的な選択を歪めたものとして、希望する消費者に商品・サービスの返品を受け付け、代金の返還を行うこと（以下「当該対応」という）は必須か。</p>	<p>上記のとおり、景品表示法第 4 条に違反する疑いのある行為について、確約措置が定められる場合、当該行為及びその影響を是正する上で、一般消費者に提供した景品類の回収を行うことは必須ではありません。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>また、消費者が当該対応に応じない場合、当該措置の実施を以て被害回復の措置を実施したと考えてもよいか。</p> <p>上記の解釈について確約措置の典型例に記載すべきである。</p>	<p>また、商品・サービスの返品を受け付け、代金の返還を行うことは必須ではありませんが、確約措置がどのような場合に「疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものである」（景品表示法第 27 条第 3 項第 1 号、第 31 条第 3 項第 1 号）と認められるかは、事案ごとの個別具体的な一切の事情を踏まえて判断されることとなります。</p>
36	<p>確約手続の導入により一般消費者への被害回復が期待できる点について評価します。ただし、一般消費者への被害回復を行う際は、相当な申請期間を設け、対象となる人には、例えばメールや書面を送付する等して確実に周知が行き渡る方法にしてください。</p> <p>また、自主返金制度によって納品書等の同梱書面一式、パウチ袋・外箱などの返送を返金条件にするなど、一般消費者にとって過度な返品条件などは認めないようにしてください。</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>
37	<p>定期購入の通販事業には ASP が関与している事案が多いです。なかには、有人パトロールが手薄な夜間のみ問題あるアフィリエイト広告を表示する等して規制を擦り抜ける悪質なアフィリエイトも存在します。</p> <p>違反被疑行為がなされるに至った要因となっている取引先が特定できた際には、通販事業者が速やかに取引先の変更や、契約内容の変更を行ったかどうかをしっかりと確認し</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	てください。	
38	<p>返金条件には、納品書等の同梱書面一式、パウチ袋・外箱などの返送を返金条件にするなど、一般消費者にとって過度な条件を付与して返金申請を諦めさせることを意図しているものもあります。確約手続きの十分性判断には、不利益な取引条件がある場合には、その条件をなくす変更が必須です。</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>
7(2) 関係		
39	<p>消費者庁が確約計画の認定をした場合、その後、当該計画が認定された事業者に対して特定適格消費者団体（以下「団体」という）が被害回復請求を行う行為は権限の濫用に該当する、または権限濫用と推定される旨を明記すべきである。</p> <p>消費者庁が十分性を満たすと判断して確約計画を認定している以上、団体による被害回復請求は法が求める範囲を超えて事業者に対して金銭の支払いを求めるものであり、合理的な理由がない限り団体による被害回復請求を認めるべきではない。また、団体が被害回復請求をすることにより、解決したはずの紛争の蒸し返しが生じ、迅速な紛争解決によるメリットが失われ、景表法改正で確約手続を導入した趣旨に反する行為でもある。よって、確約計画認定後に団体が被害回復請求を行った場合は、当該請求は権限濫</p>	<p>確約措置として一般消費者への返金が定められた確約計画の認定がされたとしても、当該認定の効果は、あくまでも、消費者庁が、当該認定に係る疑いの理由となった行為について措置命令及び課徴金納付命令を行わないということにとどまり（景品表示法第28条、第32条）、一般消費者の有する民事上の請求権の有無及び内容について何らかの判断を行うものではありません。</p> <p>したがって、一般消費者や特定適格消費者団体が、事業者に対して、自ら民事上の請求を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>原案を維持させていただきます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	用に該当する、または権限濫用と事実上推定される旨を明記すべきである。	
9 関係		
40	<p>①第1段落については、公表の目的について、「確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から」だけではなく、「確約手続に係る法運用の透明性、一般消費者に対する情報提供（被害回復措置への参加機会の確保と将来の同種被害の再発防止のため）、事業者（同業他社等）の予見可能性を確保する観点から」とすべきである。</p> <p>②同じく第一段落のうち、公表内容については、違反被疑行為とされた「広告表示の具体的内容」、「抵触する可能性のある景品表示法の条項、告示」、「事業者による被害回復措置の存在する場合はその情報確認と申告方法等」について明記すべきである。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、確約措置として一般消費者への被害回復が定められている場合、確約計画の公表に当たっては、必要に応じて、一般消費者が違反被疑行為者に当該措置についての問合せ等を行う際に必要となる事項等を公表する予定です。</p>
41	<p>確約手続に関する運用基準「9. 確約手続の認定に関する公表」において、確約手続が景表法違反行為の認定ではないことを明示するとしているが、風評被害を生じないよう、プレスリリース（録画して Youtube 配信するメディアもある）や HP での公表や、メディア取材において十分に周知願いたい。</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>
42	<p>事業者名の公表を必須とするのではなく、事案に応じ</p>	<p>本運用基準案9記載のとおり、確約計画を認定した場合には、確約</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>て、判断すべきである。特に小売業者が表示の根拠となる情報の確認に努めていたとしても、取引先から入手した根拠資料の科学的合理性に問題があるため不当表示に至った場合については、事業者名の公表を行わないという選択肢を設けるべきである。</p>	<p>手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項を公表することが適切と考えております。</p>
43	<p>認定確約計画の公表は、消費者、事業者双方にとって、大変有益かつ効果的です。消費者にとっては誤解、被害の未然防止、事業者にとっては、同種の違反被疑行為をしている事業者、知らずに行おうと思っている事業者にとって、トラブルの未然防止になります。迅速かつ、広く広報することを要望します。</p>	<p>今後の法運用についての御意見として承ります。</p>
44	<p>確約計画認定後の事業者名等の公表はすべきではない。</p>	<p>本運用基準案9記載のとおり、確約計画を認定した場合には、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項を公表することが適切と考えております。</p>
45	<p>確約計画認定後、特定適格消費者団体（以下「団体」という）は、当該計画が認定された事業者に対して、訴訟外及び訴訟上において、被害回復を請求する行為は控えるべき旨を公表の付記事項として明記すべきある。</p> <p>消費者庁が十分性を満たすと判断して確約計画を認定している以上、団体による被害回復請求は法が求める範囲を</p>	<p>No. 39 で述べたとおり、確約計画の認定がされたとしても、当該認定は、一般消費者や特定適格消費者団体が、事業者に対して、自ら民事上の請求を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>原案を維持させていただきます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>超えて事業者に対して金銭の支払いを求めるものであり、合理的な理由がない限り、団体による被害回復請求は消費者裁判手続特例法により付与された被害回復請求権限を団体が濫用的に行使している可能性が高い。また、団体が被害回復請求をすることにより、解決したはずの紛争の蒸し返しが生じ、迅速な紛争解決という景表法改正で確約手続を導入した趣旨に反する行為でもある。よって、消費者庁が確約計画の認定を公表するに際しては、団体による被害回復請求を控えるべき旨も付記し、団体等に対して被害回復請求を行ってはならない旨を周知・啓発すべきである。</p>	
「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」の改定（案）		
第4の4関係		
46	<p>賛成である。</p> <p>(1)記載のとおり、違反事業者が売上高算定のために必要な報告を行わない場合には、然るべき方法で推計を行うことには、合理的必要性・妥当性が認められる。</p> <p>(2)の具体的な推計方法も合理性が認められる。</p>	賛同の御意見として承ります。
第4の5関係		
47	<p>賛成である。</p> <p>「課徴金対象行為」の認定について、繰り返し事犯に該当するか否かについて争いを生ずる余地があると考えられ、その点の判断基準をより明確にした方がよい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、本考え方につきましては、施行後の運用状況を踏まえ、必要に応じて、内容を見直してまいります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
48	<p>課徴金制度が導入されて以降も違反行為を繰り返す事業者が後を絶たず、課徴金の算定方法に疑問がありました。このたび、遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことのある事業者については、課徴金の算定率が3%から4.5%に引き上げられることになったことは大変評価したいと思います。ただし、事業者が合併して消滅し、合併後に存続した事業者への適用については、存続事業者の実態を十分に確認していただき、密接に関連した事業者同士であるなどの場合には、課徴金の加算の対象としていただくようお願いいたします。</p>	<p>課徴金納付命令につきましては、景品表示法の規定に基づき、適切に運用してまいります。</p>
「景品類等の指定の告示の運用基準について」の改定案		
49	<p>大いに賛成である。 自主規制団体 JPUC https://www.jpuc.or.jp/ で運用しているWEB監修制度がほぼ同じ内容になると推察されるが、事実上の法律として運用可能なので、実効性が高まる。要望としては、広告の表示方法の規制だけでなく、減額交渉などの取引行為に対する規制の強化も望む。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
50	<p>「自己が一般消費者から物品等を買取る取引」について、これまで取引に含まれないとされていたものが、今回含まれることになった理由は何か。</p>	<p>令和4年に開催された「景品表示法検討会」（以下「景品表示法検討会」といいます。）においては、近時、一般消費者を対象とする、いわゆる買取りサービスが普及しており、事業者が広告において表示した買取金額と実際の買取金額に乖離があるなど、実際に消費者</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>トラブルが生じていることを背景に、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引が、景品表示法の規制対象に含まれるかどうか議論されました。</p> <p>有識者による議論の結果を取りまとめた同検討会報告書（以下「景品表示法検討会報告書」といいます。）では、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となる旨整理がされるとともに、当該解釈を明確化するために、本運用基準の記載を見直す必要があるとの提言がされました。</p> <p>本運用基準の改定案は、当該提言を踏まえ、景品表示法上の解釈を明確にするものです。</p>
51	<p>「自己が一般消費者から物品等を買取る取引も、当該取引が、当該物品等を査定する等して当該物品等を金銭と引き換えるという役務を提供していると認められる場合には、『自己の供給する役務の取引』に当たる」とされているが（定義告示運用基準改定（案）3(4)）、この場合において、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」や「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」に基づき、景品類の限度額やその総額を算定するための「取引の価額」や「取引の予定総額」についてはどのように特定す</p>	<p>買取額に応じて景品類を提供する場合は、当該買取額が「取引の価額」となります。また、当該買取額に基づいて「取引の予定総額」を算定していくこととなります。</p> <p>なお、買取りした者を対象とするが、買取額の多少を問わないで景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として100円となります。ただし、通常行われる取引の価額のうち最低のものが、①100円を下回るときは、当該最低のものが「取引の価額」となり、②100円を超えるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることができます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>るのか、明確にされたい。</p>	
52	<p>「景品類等の指定の告示の運用基準について」の改定（案）の3の（4）について。</p> <p>「自己が一般消費者から物品等を買取る取引も、当該取引が、当該物品等を査定する等して当該物品等を金銭と引き換えるという役務を提供していると認められる場合には、「自己の供給する役務の取引」に当たる。」とありますが、例えば、金券ショップが10,000円分の全国百貨店共通券（商品券）を無条件に（つまり特段の査定なしに）常時9,500円で一般消費者から買取る旨を表示して取引することは、「自己の供給する役務の取引」には当たらないとの解釈でよいのでしょうか。</p> <p>当該部分の改定趣旨は、例えば「業界No.1の高価買取」などと広告宣伝しているのに実態は全然高価買取ではないような事業者は景品表示法の規制対象となりうる、という理解で合っているのでしょうか。</p>	<p>本改定案は、景品表示法の解釈上、自己が一般消費者から物品等を買取る取引であっても、自己の供給する「役務」の取引に当たる場合には、景品表示法の規制対象となることを明確化するものです。</p> <p>「役務」に該当するか否かは、個別具体的な事案に応じて判断されますが、一般論として、金券ショップが、特段の査定を行うことなく、10,000円分の商品券を常時9,500円で一般消費者から買取る旨を表示して取引をしている場合、そのほかに一般消費者に対して労務・便益を提供していると認められる事情がなければ、自己の供給する「役務」の取引には当たらないと考えられます。</p>
53	<p>今回の左記改定（案）に賛同します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
54	<p>①物品購入を含む具体的な取引が、景表法の立法趣旨を踏まえ、規制対象に含まれると解釈できること、②まさに当該取引分野において景表法の規制を行うべき立法事実が存在することの2点を満たす場合でない限り、案のような改正をすべきでない。</p>	<p>景品表示法検討会においては、近時、一般消費者を対象とする、いわゆる買取りサービスが普及しており、事業者が広告において表示した買取金額と実際の買取金額に乖離があるなど、実際に消費者トラブルが生じていることを背景に、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引が、景品表示法の規制対象に含まれるかどうかが議</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>①について、事業者による買取とそれに付随する査定は、あらゆる購入取引に当てはまり、これらだけでは役務提供の要素になり得ない。現代は消費者が売り手となる機会が増えており、その一部分のみを取り出して、事業者による役務と構成することは、社会通念上も無理がある。</p> <p>②について、消費者庁の実態把握の結果、専ら単に高価品等を買取るだけの事業者が問題の中心である場合、景表法では対応不能であるため、改正は不要である。</p> <p>2①②を満たし運用基準を改正する場合でも、単に古書・中古車等を買取る取引は、事業者が供給を受けるのみであり、昔も今も適用外であるから、現行3(4)が示す原則ルール（括弧書きを含む）自体を削る意味はない。原則は維持した上で、ただし書きを追加して、例外的に規制される場面を具体的に挙げるべきだ。例えば「自己が商品等の供給を受ける取引（例えば、古本の買入れ）は、『自己の供給する商品又は役務の取引』に含まれない。ただし、・・・場合（例えば、・・・場合）は、『自己の供給する役務の取引』に当たる。」等の形式にしてほしい。</p>	<p>論されました。</p> <p>景品表示法検討会報告書では、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となる旨整理がされるとともに、当該解釈を明確化するために、本運用基準の記載を見直す必要があるとの提言がされました。</p> <p>本運用基準の改定案は、当該提言を踏まえ、景品表示法上の解釈を明確にするものです。</p> <p>なお、上記のとおり、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引が、景品表示法の規制対象となるかは、事案ごとの個別具体的な事情を踏まえて「自己の供給する役務の取引」に当たるといえるかどうかによって判断される所、原則として規制の対象外であるかのような記載は、誤解を招くおそれがあることから、原案を維持させていただきます。</p>
55	<p>運用基準改正に至った基本的な考え方をお示しいただきたい。運用基準の改正案だけでは、どこまでが例示（すなわち類推が許される）で、どこまでが限定される趣旨（反</p>	<p>景品表示法検討会においては、近時、一般消費者を対象とする、いわゆる買取りサービスが普及しており、事業者が広告において表示した買取金額と実際の買取金額に乖離があるなど、実際に消費者ト</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>対解釈をするべき)なのかが不明である。解釈の参考となるような基本的な考え方を示すべきである。</p>	<p>ラブルが生じていることを背景に、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引が、景品表示法の規制対象に含まれるかどうか議論されました。</p> <p>景品表示法検討会報告書では、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となる旨整理がされるとともに、当該解釈を明確化するために、本運用基準の記載を見直す必要があるとの提言がされました。</p> <p>本運用基準の改定案は、当該提言を踏まえ、景品表示法上の解釈を明確にするものです。</p> <p>その他、買取りサービスに関する景品表示法の考え方については、消費者庁ウェブサイトにおけるQ&Aにおいても記載されています。</p>
56	<p>今般改正案が示された「景品類等の指定の告示の運用基準について」の前文には、「景品類等の指定の告示（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）の運用基準」とあるが、正確には、この運用基準は、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）」に係るものと考えてよろしいか。もしそうであれば、この際、告示名は正確に引用すべきではないか。</p>	<p>御意見の前段については、御理解のとおりです。</p> <p>後段については、今回の本運用基準の改定は、いわゆる買取りサービスについて、景品表示法の解釈を明確にするために行うものであり、また、現時点において特段の支障も生じていないことから、原案を維持させていただきます。</p>
57	<p>この運用基準は、上記告示のうち景品類に係る部分の運</p>	<p>事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>用基準を示したものであって、表示に係る部分は直接の対象としていないと理解してよろしいか。それとも、この運用基準は、上記告示2の「法第二条第四項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。」の下線部分の解釈をも示すものであるのか。</p>	<p>物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となることは、表示においても同様です。</p>
58	<p>景品表示法においては事業者間取引が対象となる場合があるところ、今回の改正は「一般消費者から物品等を買取取引」とあり、消費者取引に限定した改正のようにも解される。仮に、事業者間取引にもこの考え方が適用されるのであれば、「一般消費者」ではなく、例えば「顧客」又は「相手方」といった一般的な用語を用いるべきではないか。現行の運用基準において「一般消費者」の語が用いられているのは、一般消費者取引であることが明らかな4(6)のみであり、ここで「一般消費者」との語を用いるのは他の箇所とのバランスを欠くのではないか。</p>	<p>景品表示法検討会報告書では、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となる旨整理がされるとともに、当該解釈を明確化するために、本運用基準の記載を見直す必要があるとの提言がされました。</p> <p>本運用基準の改定案は、当該提言を踏まえ、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、「自己の供給する役務の取引」に当たることを規定しています。</p> <p>こうしたことから、一般消費者から物品等を購入する取引を想定しており、事業者間取引は想定しておりません。よって、原案を維持させていただきます。</p>
59	<p>「物品等」には、役務も含まれるのか。</p>	<p>「物品等」には、役務は含まれません。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
60	「査定する等して」の「等」の内容をお示しいただきたい。これに何が含まれるかによって、景品表示法の規制の対象になるか否かが決することになるため、この点を運用基準において明確にするべきである。	「役務」とは、一般的に、他人のためにする労務又は便益の提供をいうところ、「査定する等して」の「等」には、例えば、消費者のために消費者宅を訪問して物品等を引き取ること（いわゆる訪問・出張サービス）や、買取額がつかない物品を処分することが含まれます。
61	査定等がなければ、「自己の供給する役務の取引」に当たらないとされる理由をお示しいただきたい。	「役務」とは、一般的に、他人のためにする労務又は便益の提供をいうところ、物品等の査定を行う等の事情がなければ、事業者が一般消費者のために労務又は便益を提供しているとはいえないため、自己の供給する「役務」の取引には当たらないと考えられます。
62	「金銭と引き換える」とあるが、物々交換や代物弁済などは含まれないとする趣旨か。	本運用基準の改定案3（4）は、あくまでも、事業者が物品等の対価として金銭を支払う場合の取引についての考え方を記載したものであり、いわゆる代物弁済（民法第482条）として、一般消費者が事業者に対して物品等を給付する場合は含まれません。 なお、物々交換が、いわゆる交換契約（民法第586条）に当たる場合、当該取引が景品表示法の規制対象となることは、現行の本運用基準3（2）において記載されているとおりです。
63	買取については、これまで景品表示法は、景品規制についても不当表示規制についても対象とならないものとして運用されてきたことは明らかである。解釈を変更ないし明確化するのであれば、景品規制の運用基準だけを改正して済ませるのではなく、この際、表示規制も含めた景品表示法全体の解釈が明らかとなるような新たな運用基準を示すべきである。	景品表示法検討会報告書では、事業者が一般消費者から物品等を購入する取引であっても、当該物品等を査定する等して金銭と引き換えるという「役務」を「供給」していると認められる場合には、現行の景品表示法の解釈上、「自己の供給する役務の取引」として規制対象となる旨整理がされるとともに、当該解釈を明確化するために、本運用基準の記載を見直す必要があるとの提言がされました。 当該提言を踏まえ、新たな運用基準を策定するのではなく、本運用

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		基準を改定し、景品表示法上の解釈を明確にすることとしたものです。
64	この運用基準の施行時期を明示するべきである。成案を確定する前にも、まずは施行予定時期を速やかに周知すべきである。(法改正関係の規則等については改正法施行時期と同時であろうとの見込みがつくが、運用基準改正は法改正に連動するものではないことに留意されたい。)	本運用基準の改定案は、景品表示法検討会報告書の提言を踏まえ、現行の景品表示法上の解釈を明確にするものであり、改定時(成案公表時)から施行されます。
65	景品規制において景品額等を算定するにあたり重要となる、当該取引に関する「取引価額」は、事業者が買取依頼者(一般消費者)に対して支払う買取金(商品代金)の金額とすることになるのか、買取サービスにおける取引価額の考え方を明らかにしていただきたい。	買取額に応じて景品額を提供する場合は、当該買取額が「取引の価額」となります。
66	対象となる「物品等」について、当該「物品等」には具体的には何が含まれるのか、可能な限り具体的かつ網羅的に明らかにしていただきたい。例えば、債権買取における債権も該当するのか。	「物品等」には、事業者が一般消費者から購入することのある目的物が広く含まれ、債権も含まれます。
67	物品等を買取る取引(当該取引が、当該物品等を査定する等して当該物品等を金銭と引き換える役務)の場合において、買取を条件に景品を付与する場合は、景品規制は適用されるのか、適用される場合の考え方について、明らかにしていただきたい(例えば、値引きや割り戻しとの整理の余地、一般消費者から手数料を徴収する場合、規制	<p>買取りを条件に景品を付す場合は景品規制の対象となり、買取額が「取引の価額」となります。</p> <p>事業者が物品等を購入する取引において、値引きや割り戻しは想定されませんが、例えば、買取額を査定額から一定割合上乘せするような場合、物品等をいくらで買取るかは、取引条件そのものであるため、「相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」には当た</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	の適用除外となる場合の考え方など)	<p>らず、景品類には該当しない（景品規制が及ばない）と考えられます。</p> <p>また、一般消費者から物品等を購入している事業者が、手数料等を徴収している場合（ただし、当該手数料等が、「物品等を査定する等して当該物品等を金銭と引き換える」という「役務」の取引とは別個の商品又は役務の取引の対価であると認められる場合を除きます。）であっても、買取額が「取引の価額」となります。</p> <p>その他、買取りサービスに関する景品表示法の考え方については、消費者庁ウェブサイトにおけるQ&Aにおいても記載されています。</p>
「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」の改定（案）		
68	<p>事業者に対し合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない例として、消費者からの伝聞情報や十分な調査を行わず憶測だけで景品表示法第35条第1項に基づき資料開示を要請した場合を例示として明記すべきである。</p> <p>また、評価しないという表現ではなく、適正性を欠く行為であり差止請求権の濫用であることを明記すべきである。</p>	<p>本ガイドライン2（2）イ（ウ）は、適格消費者団体の認定要件として消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条第3項第2号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を・・・適正に行っている」場合について定めるものであるところ、認定を受けるより前の時点では、景品表示法第35条第1項の規定に基づく要請をすること自体が観念できません。</p> <p>したがって、改訂の対象とはしておりません。</p>
69	<p>優良誤認を根拠とする差止請求については適格消費者団体に主張立証責任が課されていること、及び広島高判令和5年12月7日（令和4年（ネ）第191号）第3当裁判所の判断2（2）において、景表法第35条第1項の解釈につき、「無条件に資料開示要請ができるわけではない」との解釈も示</p>	<p>本ガイドライン2（2）イ（ウ）は、適格消費者団体の認定要件として消費者契約法第13条第3項第2号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を・・・適正に行っている」場合について定めるものであるところ、認定を受けるより前の時点では、景品表示法第35条第1項の規定に基づく要請をすること自</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	されやことを踏まえ、適格消費者団体が自身で十分な調査をすることなく景表法第 35 条第 1 項に基づき資料提供を要請する行為は適性を欠き、差止請求権の濫用に該当することを明記すべきである。	体が観念できません。 したがって、改訂の対象とはしていません。
70	景品表示法第 35 条第 1 項により適格消費者団体は事業者の営業秘密に該当しうる情報を取得する可能性がある。よって、適切に情報を管理することができる施設として、プライム市場上場企業や金融機関・医療機関と同程度の情報管理体制が整えられており、情報漏えいが生じる可能性がない状況になっていることを要する旨を明記すべきである。	景品表示法第 35 条第 2 項では、同条第 1 項の要請を受けた事業者は、「前項の資料に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き」、同項の規定による要請に応じよう努めなければならないこととされています。 また、適格消費者団体には、法令上、差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること（消費者契約法第 13 条第 3 項第 3 号）等が求められ、その役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課されており（同法第 25 条、第 50 条第 2 項）、本ガイドラインでは、景品表示法第 35 条第 1 項の規定による要請を含む一連の業務を適正に遂行するための人員の配置や適切に情報を管理することができる施設の確保（本ガイドライン 2（3）ア）等について定めることとしており、情報の適切な管理を含む差止請求関係業務遂行の適正性確保を図っております。
71	景表法第 35 条第 1 項が「現にする表示」と規定している以上、事業者が表示を変更又は停止した場合は同項に基づく要請を行うことはできず、よって差止請求権の行使の結	事業者が過去にした表示を変更又は停止した場合であっても、現にする表示について景品表示法第 35 条第 1 項の要件を満たす場合には、適格消費者団体は、同項の規定による要請をすることができま

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>果に関する情報収集方法として同項に基づく要請はできないと考えられる。そのため、2(8)ア(ウ)差止請求情報収集提供業務の実施の方法に関する事項は、「差止請求権の行使の結果に関する情報の収集」を目的として、景表法第35条第1項による資料開示を要請することができないため改定しなかったということが良いか？</p> <p>もし、差止請求権の行使の結果に関する情報の収集のために景表法第35条第1項に基づく資料開示を要請できるのであれば、2(8)ア(ウ)も改定すべきである。</p>	<p>す。</p> <p>なお、景品表示法第35条第1項の規定による要請は、消費者被害情報収集業務（消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号）第6条第1号ロ）に該当するものと考えられるため、本ガイドラインにおいて、「消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項」について定める2(8)ア(イ)を改訂の対象としており、「差止請求情報収集提供業務の実施の方法に関する事項」について定める同(ウ)は改訂の対象としておりません。</p>
72	<p>景品表示法第35条第1項が制定されたことにより、事業者によっては、資料の中に営業秘密が含まれており開示要請を断れる場合であっても、適格消費者団体を信用して営業秘密が含まれた状態で情報を開示してくる可能性がある。</p> <p>よって、適格消費者団体は事業者から営業秘密が含まれている情報を受領した場合は、当該資料を開示した事業者と同等以上の情報管理を行い、不正競争防止法が定める営業秘密の要件が維持されるようにしなければならない旨を明記すべきである。</p> <p>また、適格消費者団体による行為により不正競争防止法上の営業秘密の要件を満たさなくなった場合、事業者に生じた損害を的確消費者団体が賠償すべき旨も明記すべきで</p>	<p>景品表示法第35条第2項では、同条第1項の要請を受けた事業者は、「前項の資料に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き」、同項の規定による要請に応じよう努めなければならないこととされています。</p> <p>本ガイドラインでは、既に、業務規程の記載事項の「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」（消費者契約法第13条第4項、消費者契約法施行規則第6条第4号）について、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいう旨等を定めているところであり（本ガイドライン2(8)エ）、情報の適切な管理を含む差止請求関係業務遂行の適正性確保を図っております。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ある。	損害の賠償に関する御意見は、一般的な民事ルールに関する御指摘であり、最終的には個別具体の事案に応じて裁判所等で判断されるものであり、本ガイドラインにおいて解釈等を示すべきものとは考えておりません。
73	景品表示法第 35 条第 1 項に基づく入手した資料については、原則として他の適格消費者団体や特定適格消費者団体を含む第三者に対しても開示してはならない旨を明記すべきである。	景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。仮に当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されません。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」(4(3))としています。</p>
74	<p>差止請求関係業務を遂行する過程で知り得た秘密（一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）の例示として、景品表示法第35条第1項に基づいて入手した情報についても一般に公開されていない事実であり、かつ、同業他社に知られた場合に当該情報を開示した事業者に不利益が生じる恐れがあるため、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有する場合が存在する。よって、景品表示法第35条第1項に基づき提供された資料についても消費者契約法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」の例示として明記すべきである。</p>	<p>景品表示法第35条第1項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。</p> <p>したがって、御指摘のような例示を明記することは適切でないと考えられます。</p>
75	<p>景品表示法第35条第1項に基づき入手した資料が、差止請求関係業務を遂行する過程で知り得た秘密（一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）に該当する場合、他の適格消費者団体や特定適格消費者団体を含む第三者に対しても開示してはならない旨を明記すべきである。</p>	<p>景品表示法第35条第1項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。仮に当該資料が消費者契約法第25条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第35条第1項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されませ</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ん。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」（4（3））としています。</p>
76	<p>「適格消費者団体には、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」という記載を根拠として、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づき取得した資料を特定適格消費者団体に対して提供するおそれがある。</p> <p>もし適格消費者団体が容易に特定適格消費者団体に資料を提供できるとすると、景品表示法第 35 条第 1 項が主体を適格消費者団体に限定した趣旨が埋没されてしまう。</p>	<p>特定適格消費者団体は特定認定を受けた適格消費者団体であり（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 2 条第 10 号）、景品表示法第 35 条第 1 項は、その主体からこのような適格消費者団体を除外するものではありません。</p> <p>景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。仮に当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>よって、景品表示法第 35 条第 1 項によって適格消費者団体が取得した資料は特定適格消費者団体に対して提供できない旨を明記すべきである。</p>	<p>求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されません。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」（4（3））としています。</p>
77	<p>適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づき入手した資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体を含む第三者に開示したことにより、当該事業者に損害が生じた場合は、当該損害を速やかに賠償すべき旨を明記すべきである。</p>	<p>一般的な民事ルールに関する御指摘であり、最終的には個別具体の事案に応じて裁判所等で判断されるものであり、本ガイドラインにおいて解釈等を示すべきものとは考えておりません。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
78	<p>景品表示法第 35 条第 1 項に基づき事業者が開示する資料の中には当該事業者しか知らない情報が含まれており、当該資料を開示されることを望まないケースも想定される。</p> <p>よって、消費者のプライバシー侵害のおそれのほかに、事業者の事業に影響が生じる場合など、事業者の不利益も踏まえた内容を追加すべきである。</p>	<p>差止請求権行使の結果が得られた場合に、事業者の事業に好影響・悪影響問わず何らかの影響が生じることは当然想定されるものであり、消費者のプライバシーの侵害のおそれがある場合と同列に扱うことはできないと考えられます。</p>
79	<p>令和 5 年改正景品表示法によって、事業者は、表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料を適格消費者団体へ開示する努力義務を負うことになったが（令和 5 年改正後の景品表示法 35 条 2 項、適格団体ガイドライン改定（案）5（3）イ⑦）、営業秘密が含まれる資料については、努力義務を負う開示の対象からあえて除外する趣旨を確認したい。</p>	<p>景品表示法第 35 条第 2 項が「前項の資料に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き」と規定する趣旨としては、事業者が当該資料を民間団体である適格消費者団体には開示できない合理的な場合も存在することを踏まえたものです。</p>
80	<p>意見 1</p> <p>景表法 35 条 1 項により事業者から開示を受けた資料を、特定適格消費者団体に提供することは、消費者契約法 25 条の秘密保持義務に違反するものであり、適合命令等の対象となることを明記すべきである。</p> <p>景表法 35 条 1 項は、請求主体を適格消費者団体に限定しているところ、仮に適格消費者団体が開示を受けた資料を特定適格消費者団体に提供する場合に、消費者庁が「正当な理由」（消費者契約法 25 条）があると解釈して、これを</p>	<p>【意見 1 について】</p> <p>特定適格消費者団体は特定認定を受けた適格消費者団体であり（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第 2 条第 10 号）、景品表示法第 35 条第 1 項は、その主体からこのような適格消費者団体を除外するものではありません。</p> <p>景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではあ</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>許容しようと考えているのであれば、当該解釈は法の趣旨に反しており、事業者の努力義務履行のインセンティブを著しく害する懸念がある。</p> <p>意見 2</p> <p>景表法 35 条 1 項により事業者から開示を受けた資料を、同法 34 条の差止請求以外の業務（例えば、開示要請を行った適格消費者団体が、特定適格消費者団体でもある場合における、被害回復に関する業務）に利用することについても、同法 35 条の趣旨に反する行為として、適合命令等の対象となることを明記すべきである。</p> <p>景表法 35 条 1 項は、請求主体を適格消費者団体に限定しているところ、仮に適格消費者団体が開示を受けた資料を差止請求以外の業務に利用する場合に、消費者庁がこれを許容しようと考えているのであれば、当該解釈は法の趣旨に反しており、事業者の努力義務履行のインセンティブを著しく害する懸念がある。</p>	<p>りません。仮に当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されません。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」（4（3））としています。</p> <p>【意見 2 について】</p> <p>景品表示法第 35 条は、適格消費者団体を要請の主体として定めており、要請により開示される資料の用途を差止請求のために限定す</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		るものではありません。
81	<p>景品表示法第 35 条第 1 項に基づき事業者から入手した資料の中に営業秘密が含まれているにもかかわらず、当該資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体に対して開示した場合についても、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている事例として明記すべきである。</p>	<p>景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。仮に当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されません。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」（4（3））としています。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
82	<p>広島高判令和5年12月7日（令和4年（ネ）第191号広告表示差止請求控訴事件）を踏まえ、無条件の資料開示要請ができるわけではない旨を明記すべきである。</p> <p>また、相当な理由がないにもかかわらず景品表示法第35条第1項に基づき事業者に対して資料開示を要請する行為は差止請求権の濫用に該当することを明記すべきである。</p>	<p>景品表示法第35条第1項は、「適格消費者団体は、事業者が現にする表示が前条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し、その理由を示して、当該事業者のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができる」と規定しています。</p> <p>本ガイドライン5（3）イ⑦では、改訂前から、消費者契約法第12条の3から第12条の5までに規定する要請について、その適切な運用がなされるよう、著しい濫用行為は改善命令の対象になり得ることを明確化する観点、及び、改善命令の対象が不明確なために、適格消費者団体に委縮効果が生じる、あるいは事業者等が不当に要請拒絶を行うことは避ける観点から、例示として必要な明確性を備えたものとして、「およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求める」場合を改善命令の対象となり得る例として挙げているところ、景品表示法第35条第1項に規定する要請についても同様の観点から当該例示に加える改訂をしています。</p>
83	<p>広島高判令和5年12月7日（令和4年（ネ）第191号広告表示差止請求控訴事件）を踏まえ、適格消費者団体が優良誤認を理由とする差止請求において、事業者に主張立証責任があるとして、主張のみを展開して十分な立証活動を行わないような訴訟行為は、差止請求権の濫用に該当する</p>	<p>今般の本ガイドラインの改訂は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴うものであるところ、御指摘はこれに関するものではないと思料します。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいて、消費者契約法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ことを明記すべきである。	必要があると認めるとき」の例示として、5（3）イ①～⑦を挙げておりますので、御参照ください。
84	認定の取消事由として、景品表示法第 35 条第 1 項に基づき入手した資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体を含む第三者に開示した場合を明記すべきである。	<p>消費者契約法第 34 条第 1 項において、認定の取消しの要件は、同項各号のいずれかに掲げる事由があるときと規定されているところ、本ガイドラインにおいては、原則として直ちに認定を取り消す場合を、5（3）ウ(ア)に示し、当該「ウ(ア)の場合を除き、適合命令又は改善命令によって是正が図られる場合には、原則としてそれらの命令を発し、それでも是正が図られないときに認定の取消しを選択するものとする」（5（3）ア）としています。したがって、御指摘の場合を認定の取消事由として明記することは適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により資料が開示されたということのみをもって、当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当するものではありません。仮に当該資料が消費者契約法第 25 条に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」に該当する場合であっても、適格消費者団体が景品表示法第 35 条第 1 項に基づく要請により開示された資料を他の適格消費者団体や特定適格消費者団体等の第三者に提供することは、同条の「正当な理由」がある場合には禁止されません。この「正当な理由」について、本ガイドラインにおいては、「適格消費者団体は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力する</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>ように努めなければならないところ（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 81 条第 4 項）、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供することも、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得る。例えば、被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に関する情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供することは「正当な理由」に該当すると考えられる。」（4（3））としています。</p>
85	<p>適格消費者団体の認定・監督に関するガイドラインの改定の「5. 監督（3）不利益処分等(7)について、平成 22 年 7 月 9 日最高裁判決（平成 21（受）1539，集民第 234 号 207 頁）に基づき、「法令、判例から違反ではないことが明確にも関わらず濫訴の提起を行う場合」についても処分・指導対象となることを明記されたい。</p>	<p>今般の本ガイドラインの改訂は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴うものであるところ、御指摘はこれに関するものではないと思料します。</p> <p>なお、本ガイドライン 5（3）において、不利益処分の要件に該当する場合の例示等を示しておりますので、御参照ください。</p>
86	<p>賛成である。</p> <p>改定内容は、いずれも景品表示法第 35 条による適格消費者団体の開示要請に係るものであると理解され、妥当な内容である。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
87	<p>特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを改定していないということは、特定適格消費者団体は景</p>	<p>特定適格消費者団体は特定認定を受けた適格消費者団体であり（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>品表示法第 35 条第 1 項に基づく資料開示の要請ができないと解釈して良いか？</p> <p>もし特定適格消費者団体も同項に基づき使用開示の要請ができると解釈するのであれば、特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインも改訂すべきである。</p>	<p>特例に関する法律第 2 条第 10 号)、景品表示法第 35 条第 1 項は、その主体からこのような適格消費者団体を除外するものではありません。</p> <p>適格消費者団体として認定・監督に服することになるため、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」を改訂することとしております。</p>
その他		
88	やるべきではない。	御意見として承ります。